

供託命令制度について (被害の救済)

1 これまでの議論等を踏まえた方向性

(行政による財産保全)

【本研究会で出された御意見】

- 確かに個別の被害金額返還命令となると、個別に、被害者や被害金額の特定をすることとなり、むしろ民事訴訟と同じになり、行政処分にはなじまないという印象はある。他方、行為の差止命令や財産の凍結命令であれば行政処分としてなじむのではないか。行政としてできるのは、そこまでではないか。
- 行政が被害金額返還命令を出したとしても、被害者が回収しに来なければワークしない。不当表示や詐欺があったとして、契約の取消権の行使は、被害者である消費者が考えることである。行政ができることは、違反行為の認定と財産の保全までであろう。
- 消費者被害の回復という問題と消費者被害の再発防止といった秩序の維持を併せて念頭に置く制度は、日本においては難しいのではないか。また、被害の回復は私人間における問題であって、国が一方当事者を手助けすることが認められるかという問題があるのではないか。
- 財産保全については、消費者庁が民事保全制度における保全命令の申立てを行うという形ではなく、行政処分として財産凍結のような命令を行うことを検討することも、一つの方向であると思う。

財産被害を受けた消費者の救済としては、民事訴訟制度によりその被害の回復を図ることが原則である。しかしながら、現状では、財産を隠匿・散逸してしまうような事業者との関係で、被害の回復が十分に機能しない場合がある。そのため、民事訴訟による被害回復の前段階として、まず被害回復のための資金となる事業者の財産を保全しておくことが重要である。この点について、行政がどこまで関与できるかは行政の役割を踏まえて検討する必要がある。

私人間の取引により生じる消費者の財産被害に関して、行政が権限を行使しその私人間の権利義務関係を確定することとなれば、行政が法律上の争訟を担うこととなり、対審・公開による裁判を受ける権利を国民から奪うことにもな

る。また、行政による申立てによって裁判所が紛争当事者の権利義務関係を確定する制度も考えられるが、この場合に非訟事件という取扱いになるとすれば、同様に対審・公開による裁判を受ける権利を国民から奪うことになる。さらに、私人間の問題に対して行政が一方当事者に加担できるかという問題もある。

したがって、私人間の権利義務関係の確定については裁判手続によるものとし、行政による対応としては、被害者による被害回復が実効的になされるよう、事業者の財産を保全することが考えられるのではないか。

2 行政による財産保全として参考となる制度（供託命令制度）

行政が事業者の財産の保全を図る方法として、過去に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）において、供託命令制度が検討されたことがある（ただし、同制度については、警察庁における立案作業中に、別途、法務省において、犯罪被害者一般についての被害回復制度の検討が行われることになったため、平成9年の暴対法改正に盛り込むことは見送られた。）。

（1）暴対法上検討されていた供託命令制度

都道府県公安委員会が、不当な要求行為¹によって被害者から金品その他の財産上の利益を取得した指定暴力団員に対し、意見聴取手続を経た上、その価額に相当する額の金銭を供託所に供託すべき旨を命ずることができるという制度。制度骨子は次のとおり。

（一）都道府県公安委員会は、不当な要求行為によって被害者から金品その他の財産上の利益を取得した指定暴力団員に対し、意見聴取手続を経た上、その価額に相当する額の金銭を供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

供託命令を受けた指定暴力団員が供託しなかったときは、事前に被害弁償を済ませた場合その他正当な理由がある場合を除き、懲役又は罰金に処する。

（二）被害者は、その被害回復に係る債権について、示談が調ったり民事訴訟で請求が認容されたりした場合には、その示談書や確定判決などを供託命

¹ 市民に対して不安や迷惑を覚えさせるような暴力団員の反社会的な行為のうち、その被害者から金品その他の財産上の利益を取得するもの。いわゆる民事介入暴力。（千野啓太郎「改正暴対法の今後の課題—不正収益対策・被害者対策と供託命令制度」（警察学論集第50巻8号）71頁）

令をした都道府県公安委員会に示し、その確認を受けて、供託金の払渡しを受けることができる。これによって被害者は、供託金額の範囲内で、他の債権者に優先してその被害を回復することができる。

- (三) 供託命令を受けて供託をした指定暴力団員は、別途、被害弁償をした場合には、供託命令をした都道府県公安委員会に被害者の受取証書等を示して確認を受け、供託金を取り戻せることとする。
- (四) 供託命令を受けて供託をした指定暴力団員は、被害弁償をしないままに、被害回復に係る被害者の債権が時効消滅した場合等には、供託命令をした都道府県公安委員会にその確認訴訟の確定判決を示して確認を受け、供託金を取り戻せることとする。ただし、指定暴力団員が取り戻すことができるのは、供託金全額ではなく、供託金のうち不正利得に当たらない部分に限ることとする。この場合において、不正利得に当たる部分の供託金（指定暴力団員による取戻しの残余额）は、公に帰属することとする。
- (五) 指定暴力団員が、被害弁償をしておらず、かつ、不当な要求行為によって被害者から一方的に金品等の供与を受けたため供託金全額が不正利得に当たる場合など、(三) 又は (四) により供託金を取り戻すことができない場合において、被害者が被害回復に係る債権を放棄するなど、被害回復に係る民事上の請求権を主張しないことが確定したときは、供託命令をした都道府県公安委員会は、意見聴取手続を経た上、供託金を公に帰属させることを決定することとする。

この制度は、暴力団が不当に得た収益を、いわばやり得という形で保持させるという状態を解消させ、被害者による資金回収を支援する制度として立案されたものと考えられる。

※ 供託制度：請求権の満足を図るため、国家機関が供託物の保管に任ずる法律制度。供託法は、法令の規定に基づく場合についてのみ、供託を認めているところ、供託原因によって大別してみると、現在、①弁済供託、②担保（保証）供託、③執行供託、④保管供託及び⑤没取供託の類型が認められている。

※ 既存の供託命令制度

個別法において、一定の要件のもと、行政が供託を命じることができる制度がある。

(例)

- ・ 銀行法第 26 条、保険業法第 132 条等の保管供託²の場合
事業者の業務又は財産の状況に照らして、必要があると認められるとき、内閣総理大臣が事業者に対して供託を命ずることができる。
(もっとも、保管供託については、業所管庁が監督権限を有しており、業務停止等供託以外の他の措置を採ることも可能である点で、今回検討している供託命令制度とは異なる。)
- ・ その他、関税法上の輸出入の差止申立てに係る供託命令制度(同法第 69 条の 6、第 69 条の 15)、保険業法上の外国保険会社等に対する供託命令制度(第 190 条第 2 項、同第 4 項)等、個別法において、供託命令制度が規定されている。
(これらは保証供託であり、保証供託においては、事業開始等に際してその者の事業活動によって損害を被った者等の請求権を担保するための営業上の保証供託、訴訟行為等をするに際してその訴訟行為等によって損害を被った者等の請求権を担保するための裁判上の保証供託等がある。これらも業所管庁の存在が前提となっている。)

(2) 消費者法としての供託命令制度の検討

上記(1)の制度を参考として、次のような制度設計が考えられるのではないか。

- ① 消費者の財産被害が発生した場合のうち、一定の事案について、加害者たる事業者に対し、消費者に発生した被害額を認定した上で、当該金額相当の金銭を供託所に供託すべき旨を命ずることができるものとする。
- ② 被害者たる消費者は、自ら訴訟を提起して債務名義等を得る(当該不当な取引により事業者が得た売上げの額は、損害の額と推定する規定を導入し、消費者は、当該不当な取引における自らの購入額を主張し、事業者は、当該不当な取引によって消費者には損害が生じていない旨を反論する、といった仕組みが考えられる。)
- (③ 被害者の配当申出に係る具体的な手続を政令等で定めることとする。
例えば、消費者庁は、対象となる事業者及び当該事業者が行った不当な取引の内容、当該取引によって財産被害を受けた者は、債務名義等を得た上で権利の申出をすべきこと等を公示し、調査の過程で把握した被害

²目的物の散逸を防止するために、供託物そのものの保管・保全を目的としてなされる供託。例としては、内閣総理大臣の命令による銀行等の財産供託がある。すなわち、内閣総理大臣は、銀行、保険会社等の業務又は財産の状況に照らして、必要があると認められるときは、当該銀行等に財産の供託を命じる事ができるとされている。

者には、その旨通知するものとする。)

- ④ 被害者は、消費者庁に対して、事業者に対する損害賠償請求権等の判決の謄本、和解証書等を示して消費者庁が供託命令をした事業者が行った当該不当な取引によって損害を受けた者である旨及び損害額の確認を受けた上、供託所に必要な書面を提示し上記①で供託された供託金から弁済を受けて、その被害を回復できるものとする。
(具体的な被害者への還付手続は政令等で定める。)

この制度には、次のような特色がある。

- 消費者及び消費者庁において、事業者における保全すべき財産を特定する必要がない。
- 消費者において、民事保全の場合のように担保を立てる必要がない。

仮に、以上のような供託命令制度の導入を検討する場合には、主に次のような点について検討する必要があるのではないか。

- (1) 消費者庁による供託命令制度の適否
- (2) 実効性について
 - ア 実効性担保のための方法
 - イ 被害者による債務名義取得の可能性
- (3) 仮に消費者庁による供託命令制度を導入する場合の問題点
 - ア 対象事案
 - イ 他の債権者との関係
 - ウ 事業者が倒産した場合の処理
 - エ 行政による損害賠償請求権の認定、及びそのための調査権限
 - オ 事業者の手続保障等
 - カ 供託された財産に残余が発生した場合の処理
 - キ 実体法との関係

- (1) 消費者庁による供託命令制度の適否

【肯定的な御意見】

- 過去に暴対法の議論の中で警察庁が案として出した、供託命令という制度があった。消費者被害の場合にも導入可能な制度だと思うので検討していただきたい。詐欺的な事案において機能するのではと思う。
- 配分するのであれば民事訴訟で個々の請求権を確定することを前提にして配分する。それを行政手続の中でやるときは、民事訴訟をかませた

形で配分をする、その前提として供託させるというのは十分考えられる案だと思う。

- 新しい訴訟制度の下で仮差押制度ができたとしても、現行の仮差押えの制度は、債務者の個々の財産を特定して仮差押えしなければならないが、仮差押えをする側には債務者の財産を把握するための手段は必ずしも与えられておらず、悪質な事業者を対象とするならば、財産を把握することはより困難で、機能するのか少し疑問である。行政庁の調査権限の議論とも関係してくるが、債務者の財産状況をある程度把握できる者による保全制度は、被害者保護のために必要となってくるのではないか。
- 集合訴訟制度の対象となるような事案の場合は、事実関係とか法律上の原因に共通関係があることが必要になる。悪質な事業者の場合は、必ずしも共通性があるとは限らないので、集合訴訟制度の仮差押え制度と別に供託命令のような制度を設ける必要性はあると思っている。

【慎重な御意見】

- 最初から悪質かどうかはどれくらいわかるものなのか。中小企業がある時点で見込みが立たなくなり破綻するケースを考えると、現実の問題として権利保障の観点から、一方的に供託命令を出されたら争う方法はないということになってしまうおそれもある。何となく危なそうだというだけで供託命令が出されるのは困る。一方で集合訴訟制度が議論されており、集団的被害を回復するために必要な制度として、仮差押制度を入れようとしている中で、供託制度を使ってまで保全しなければならない問題は何なのか。
- 供託させることは所有権自体を奪うわけではないので財産の没収命令などと比べると要件は緩やかでもよいと思う反面、それによって企業活動が受ける打撃が大きい場合もあると思うので、いつ、どのような要件で課すべきか、そのバランスが難しい。

消費者庁による供託命令制度について、まず、その適否が議論の対象となった。仮差押え等のために事業者の財産を特定することが困難な消費者に代わって、消費者庁が供託命令を行うことにつき、財産保全及び消費者保護の観点から、必要性、有効性があるとする指摘がある。

他方、事業者側の権利保障の観点等から、手続上の問題の指摘、対象事案や要件に係る明確性、他制度との均衡を求める指摘がある。

また、消費者庁による供託命令制度の適否を検討するにあたっては、供託が本来民法上の寄託契約の性質を有する³ところ、このような私法的契約の性質を有する供託について、その一方当事者である供託者に罰則等をもってその契約を強制することができるか、供託制度の本質との関係についても検討する必要があるのではないか。

さらに、既存の供託命令制度（上記3～4頁）は、いずれも監督官庁の存在が前提になっているが、業所管庁でない消費者庁による供託命令が可能かについても検討する必要がある。

（2）実効性について

また、消費者庁による供託命令制度に実効性を持たせることができるかどうかについて、以下の点につき議論が行われた。

ア 実効性担保のための方法について

【本研究会で出された御意見】

- 詐欺的な商法を行うような事業者に対しては、免許の取消しなどの処分では実効性が担保できないので、供託命令に応じない場合の直罰規定を設けざるを得ないのではないか。供託命令の対象行為を詐欺的なものに絞った上で、それについての供託命令違反への罰則という形であれば説明がつくのではないか。
- 暴対法の背景には指定制度があり、属性としてその団体がどういうものかが考慮されており、供託や直罰がなじみやすいのだと思う。
特商法でも直罰はあるが、かなりひどいケースを想定しているのだろう。バランスから考えて、団体がどのような属性かを認定することは難しいので、どのような行為かという点を見て、どういう行為が直罰になじむのか、どうしたら供託させる必要があるといえるのか、全体の法体系の比較から考える必要がある。
- 少額の場合は、被害者が名乗り出るインセンティブがどの程度あるのか危惧がある。

事業者の財産を確実に保全するためには、供託命令に反する行為に対しては何らかの制裁を課すことにより実効性を担保することが考えられる。特に、業所管庁が存在しない事業者の場合、業務停止等の他に採り得る実効性手段がないため、供託命令の実効性担保が一層必要となると考えられる。一般に、

³最高裁昭和45年7月15日大法廷判決。

行政処分に従わない事業者に対しては刑事罰又は過料が科されるとする規定がみられるところ、供託命令違反に対しても同様に、刑事罰又は過料の対象とする必要があるのではないか（既存の供託命令違反の制裁としては、過料が中心である）。

しかしながら、この場合、金銭を供託するよりも罰金又は過料を支払うほうが金額的に低くなる可能性があり、事業者によっては供託命令に従わないことも考えられることから、実効性として十分かどうか検討する必要があるのではないか。

他方、事業者によっては、供託命令を行うための事前手続の段階で行方をくらませたり、会社を解散させてしまったりするなど、被害の救済に結び付かないおそれは残るのではないか。

イ 被害者による債務名義取得の可能性について

- 個々の被害者が債務名義の取得を期待できない場合には、集合訴訟の仕組みに乗せていかざるを得ない。仮に、供託命令で押さえておけば、その後の集団訴訟の手続としては大変ではない可能性がある。
- 実際の問題として、加害者と馴れ合っただけで被害者と称する者が虚偽の和解書や債務名義で還付を請求してくることも想定されるので、消費者庁等が認めた場合に還付できるという手続にする必要がある。

行政として供託命令を行い、事業者に供託を行わせた場合においても、被害者が供託の還付を受けるためには、還付を受けるべき債権者である旨を自ら証明する必要があると考えられる。このため、個々の被害者が裁判手続により債務名義や和解書を取得するなど、被害者自身の積極的な行動が求められるのではないか。したがって、被害者が裁判手続を経て債務名義等を取得する可能性が高いかどうかは、制度の実効性に関わってくるのではないか。

他方、虚偽の申請に対する還付を防止するため、消費者庁が還付に関与する仕組み（債務名義の確認作業等）を設ける必要があるのではないか。

(3) 仮に、消費者庁による供託命令制度を導入する場合の論点

さらに、以下のとおり、仮に同制度を導入しようとする場合に課題となる論点も検討する必要がある。

ア 対象事案について

【本研究会で出された御意見】

- 違法な行為であり、損害賠償請求が必ず起きるので、それを担保するために供託させるというものは実質的に没収命令と考えられるため、違法な行為がなされたことが前提となっており、禁止をかけた上で、供託命令をかける。多数消費者財産被害事態のうち悪質なものということになり、おそらく異論はないのではないかと。ただし、供託すべき金額の計算ができるのかという問題はある。
- 多数消費者財産被害事態を対象にしたとしても、他法令に基づく処分のないすき間事案に限る必要はないのではないかと。
中間的な要件として考えられるのは、特商法で特にトラブルが発生しやすい、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売などは、取引内容自体に危険があり、例えば、相談件数が多く感知されるような事業者に対しては念のためあらかじめ供託を命じておくというように、取引類型と供託命令ができる場合との両面で絞りをかけていけば、少し具体的な制度になるのではないかと。

消費者の財産被害事案は、基本的に私人間の紛争事案であるため、原則として民事手続によって解決されるべきである。

したがって、そのような消費者の財産被害事案に行政が関与することができる事案としては、私人間の紛争の解決であっても、例外的に公益の実現につながるものを対象とすべきではないかと。

具体的には、多数の消費者に財産被害を生じさせる事案であって、かつ、消費者と事業者の間の情報・交渉力の格差や、消費者自身が被害に遭ったことを認識し難いといった事情により、消費者による民事手続上の紛争解決が十分に図れないような場合が想定されるのではないかと。

このような事案については、消費者被害を放置しておく、事業者本来有すべきではない利得を保持させることになる。他方、被害者にとっては、理由もない損害を甘受せざるを得ないことになる。このような状況は社会的公正に反するものであり、行政が関与するための公益性が認められると考えられるのではないかと。

以上のような基本的な考え方を踏まえれば、一つの手法として、改正された消費者安全法（平成25年4月施行部分）における「多数消費者財産被害事態」であって、他の法律の規定に基づく措置がない事案（すき間事案）を対象として制度を導入することが考えられるのではないかと。

一方、「多数消費者財産被害事態」を対象としたとしても、すき間事案に限る必要はなく、取引内容の危険性に着目して対象を捉えるということも考えられるのではないかと。

イ 他の債権者との関係について

【本研究会で出された御意見】

- 優先的に被害者に配分することについては、資金決済法第 31 条第 1 項には、「他の債権者に先立って」という規定がおかれており、立法政策の問題で無理なものではないのではないかと。
- 被害者保護のための供託だと営業保証金的なものになると思う。銀行法や保険業法では、倒産した場合には破産財団等に吸収されるが、営業保証供託は被害者に還付請求権を付与して破産管財人等の取戻請求権に還付請求権が優先するという構造になっていると理解しており、倒産の場合でも倒産隔離の状態になる。それと同じような仕組みはつくれるのではないかとという印象。

消費者庁の行う供託命令は、事実上、消費者が消費者以外の一般債権者に優先して弁済を受ける制度となり得るため、このような優先弁済を認める制度を設けることができるかについて問題となる。

被害者自身による被害回復を実効的なものとするという制度趣旨に照らせば、被害者（＝事業者による不当な取引によって損害を受けた消費者）が供託物から優先して弁済を受けることができる制度とすべきと考えられるのではないかと。また、現行法にみられる営業保証供託においては取引相手方が優先的に回収を行うことが許容されており（※）、このことから、安全法上優先弁済の根拠規定を設けることは許容されると考えられるのではないかと。

（※）たとえば、資金決済法第 31 条第 1 項には「前払式支払手段の保有者は、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。」とあり、条文上優先的に回収されることが明記されている。

ウ 事業者が倒産した場合の処理について

【本研究会で出された御意見】

- 通常の営業保証供託の場合と違い、供託する時点で事業者が支払不能になっている可能性があり、その場合には否認の対象とならざるを得ない

いのではないか。実質からすれば偏頗行為にならざるを得ないと思う。破産法 163 条 3 項の規定は完全に国庫に入る場合に否認の例外を定めたもので、被害者保護の目的を前提にすれば無理ではないか。

- 最終的に財産が不足しているときに、供託させたものに対して消費者に実体法上の優先権を与えるということになるのか、その債権が破産法秩序の中でどの程度尊重されるのか、そのあたりはかなり詰めて考える必要がある。

消費者庁が供託命令を行った場合において、事業者が破産したときは、供託された金銭について破産財団に帰属することとなるかが問題となる。また、この場合、事業者による供託が破産管財人による否認権行使の対象となるかどうか問題となる。

破産者が支払不能になった後、又は破産手続開始の申立ての後にされた既存の債務に対する担保の供与又は弁済等の債務消滅行為のうち、債権者が支払不能若しくは支払の停止又は破産手続開始の申立てがあったことについて悪意である場合に行われたものについては、否認権行使の対象とされている（破産法第 162 条第 1 項第 1 号イ・ロ）。したがって、事業者が破産した場合においては、否認権を行使され、被害者が供託された金銭から優先的に弁済を受けることができなくなる可能性があるのではないか。

なお、否認権行使との関連で、事業者による供託が詐害行為取消権の対象となるかについても問題となりうるのではないか。

エ 行政による損害賠償請求権の認定、及びそのための調査権限について

【本研究会で出された御意見】

- どのくらいの額を供託させるのかについて、営業保証供託的に考えるのであれば、厳密に認定する必要はないと思うが、損害賠償額を超えるような供託命令は考えられないので、ある程度最低限のところを捉えていくことにならざるを得ないと思う。実質没収のようになるとすれば厳密に算定しなければいけない。
- 実際の問題として、加害者と馴れ合って被害者と称する者が虚偽の和解書や債務名義で還付を請求してくることも想定されるので、消費者庁等が認めた場合に還付できるという手続にする必要がある。
- 被害者に還付請求権を付与するのであれば請求権を明確にする何らかの証明が必要。加害者との示談書などが考えられるが、悪質な事業者を前提にすると考えづらいので、行政が認定するということはあると思

う。消費者庁が何らかの認定をする仕組みをつくることが考えられると思う。そうすると、残りは債務名義しかないということになる。個々の被害者が債務名義の取得を期待できない場合には、集合訴訟の仕組みに乗せていかざるを得ない。仮に、供託命令で押さえておけば、その後の集団訴訟の手続としては大変ではない可能性がある。

供託命令を出すには、供託額を特定する必要があるため、被害者に発生した損害額を消費者庁が認定する必要がある。この場合、司法機関ではない行政庁が損害賠償請求権をどのように認定するかが問題となる。

もっとも、実際の損害賠償請求は被害者自身が行うものとし、行政としては、その前提としての財産保全を行うものであれば、行政が厳密に個々の被害者の損害賠償請求権を認定する必要はないと考えられないか（ただし、事業者の財産権の不当な制約とならないよう、最小限の金額の供託を命じるにとどめるべきではないか）。

被害者に発生した損害額を調査するために、消費者庁にどのような調査権限等を持つことが求められるかについて考える必要がある。例えば、消費者安全法に認められる調査権限を用いることのほか、事業者が顧客名簿、顧客との取引額等を記録している場合には、当該記録物件の提出等を求める権限を消費者庁に付与することも考えられるのではないか。もっとも、取引額が被害額そのものであると認定できる場合とそうでない場合があり得るなど、調査権限の付与により命令すべき供託額が自ずと分かるわけでもないため、命令する供託額について正確な調査が必要になる場合、供託を命じるまでの時間が長期化してしまうのではないか。また、調査により入手した資料・情報を的確に整理・分析するだけの能力・ノウハウを有する職員を配置する等の体制を整えることも必要なのではないか。

調査権限の付与については、調査を受ける事業者の利益保護も考慮しつつ検討する必要があるのではないか。

オ 事業者の手続保障等について

- 営業保証供託は営業を続ける限り供託させておくものだが、一体どこまで供託させるのか、時効満了までとすれば没収したと同じようなもので、どう仕組むかが問題。

行政処分を行う場合、一般には行政手続法上の一定の手続を経て行われることとなる。供託命令を行うに際しても、事業者に対し、一定の手続保

障を行う必要がある。

(なお、暴対法上導入が検討されていた供託命令制度案においては、聴聞
手続を経た上、供託命令を行うこととするとされていた。)

また、供託について、いつまで供託をさせ続けられるかが問題となる。
これについては、このような供託制度を設計する趣旨・目的に照らして、
必要な供託期間等を検討する必要があるのではないか。

カ 供託された財産に残余が発生した場合の処理について

被害者が請求権を放棄したことなどにより、供託された財産に残余が発生
した場合、公に帰属することとするか、事業者に返還することとするか
が問題となる。

現行の供託制度の趣旨からは、供託金に残余が発生した場合、供託を行
った者がこれを放棄しない限り、供託者により取り戻しが行われることと
なる。また、供託された財産について、没取供託の場合を除き、供託者の
意思にかかわらず公に帰属させる仕組みは採られていない。

仮に、残余の供託金を公に帰属させるとする場合、財産権侵害の問題が
生じ得ると考えられるところ、供託財産を制裁的に収奪する仕組みとなり
得ることから、供託制度上これを正当化することは行政手法としては難し
いのではないか。

(なお、暴対法上導入が検討されていた供託命令制度案においては、こ
のような場合、供託命令をした都道府県公安委員会は、意見聴取手続を経た
上、供託金を公に帰属させることを決定することとするとされていた。)

キ 実体法との関係について

なお、事業者の供託により、実体法上の関係にどのような影響が生じる
かも問題となりうる。

消費者の事業者に対する損害賠償請求権について、遅延損害金が発生
し続けるのかどうか等、民事実体法との関係を検討する必要があるの
ではないか。